

佐賀県立高志館高等学校 部活動に係る活動方針

○基本方針

部活動には、体力・技術の向上や健康の保持だけでなく、生徒同士や教師等との好ましい人間関係の構築を図るなど、人間力の向上にも大きな教育的意義がある。そのため、「佐賀県運動部活動の在り方に関する指針」及び「佐賀県文化部活動の在り方に関する指針」に基づき、継続可能な部活動の実現に向けて、生徒の実態や部活動顧問の負担、学校の状況等、バランスの取れた運営体制を整え、効率的かつ効果的に行う方針を策定する。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出するとともに、関係者（生徒・保護者）へ具体的に示し理解と協力を得る。作成にあたっては、部活動顧問の負担が過度にならないよう、適宜、指導・改善を行う。
- (2) 学校は、部活動顧問の複数配置（部活動指導員の活用も含む）に努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 生徒の心身の健康管理、事故防止（施設・設備の点検を含む）、体罰及びハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 生徒の安全を最優先に心掛け、生徒の体調管理に配慮しながら、熱中症防止等適切な対応を徹底する。
- (3) 毎年、全教職員への心肺蘇生法・AED使用の研修を実施する。

3 適切な活動時間及び休養日の設定

- (1) 活動時間は、平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とする。
- (2) 活動終了時間は、原則として平日は19時まで、週休日等は18時までとする。
- (3) 休養日は、原則として毎週2日以上（平日1日、週休日1日）を設ける。
（大会等により、週休日に活動する必要があるときは、別日に振り替えるなど弾力的に行う。）
- (4) 定期考査1週間前及び定期考査中（最終日は除く）の活動は原則禁止とする。ただし、考査後2週間以内に大会等がある場合は、校長の許可を得て短時間の活動を認める。
- (5) 長期休業中の休養日も学期中に準じるとともに、適切な活動計画を設定する。

4 大会参加等の見直し

大会（練習試合を含む）への参加計画にあたっては、教育的意義、生徒及び顧問への負担を考慮し、過度の参加とならないよう精査する。

5 強化拠点指定の部活動

県並びに県教育委員会から強化拠点に指定されている運動部活動についても、1～4を原則とするが、校長は強化指定に係る特定の強化合宿・合同練習等への参加にあたり、臨機に休養日の変更を認めることができる。

附則

- (1) この方針は令和5年11月28日より適用する。
- (2) この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。